

**医療介護総合確保促進法に基づく
新潟県計画(平成26年度)**

**平成26年10月
新潟県**

はじめに

新潟県の総人口は平成 26 年 8 月 1 日現在、2,315,447 人で、日本の総人口の約 1.8% を占めている。本県の総人口は平成 9 年をピークに減少を続けており、今後も引き続き減少していくことが予測される。年齢区分別にみると、年少人口(15 歳未満人口)、生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満人口)が減少する一方で、老年人口(65 歳以上人口)は引き続き増加している。

地形は、北を鼠ヶ関、西は親不知、東は越後山脈などの高山天険に囲まれ、西には日本海が広がり、佐渡はそこに位置する。

面積は 12,583.8 km²で、北陸 3 県(富山県 4,247.6 km²、石川県 4,186.2 km²、福井県 4,189.9 km²)の合計(12,623.7 km²)に匹敵し、我が国 5 番目の広さを有する。また、海岸線の総延長は 634.9 km で、本土は南北に長く 331.0km、佐渡は 280.7km、粟島は 23.1km となっている。

市町村は、20 市 6 町 4 村の自治体に区分される。

こうした中、本県では、県民がどの地域においても安心して医療・介護サービスが受けられる医療介護の提供体制を整備するため、在宅医療も含め、平成 25 年に「第 5 次新潟県地域保健医療計画」を改定するとともに、平成 25 年 8 月に「新潟県高齢者地域ケア推進プラン」を策定し、7 つの保健医療福祉圏(二次医療圏、老人福祉圏域と一致)を設定した上で、効率的で質の高い医療・介護提供体制の構築を目指しているところである。

しかしながら、平成 24 年 12 月末時点の人口 10 万人当たりの医師数は 195.1 人(全国平均 237.8 人)で全国 42 番目、看護職員数は常勤換算で 1,128.1 人(全国平均 1,044.1 人)で全国 30 番目であることなど、医療資源が不足している状況にあることから、今後の高齢者等の増加による医療・介護需要の増加に伴い、いかにして限られた医療・介護資源を効果的に活用し、また、それを支える人材の確保・育成を図り、県民に安心したサービスを提供できるかが大きな課題となっている。

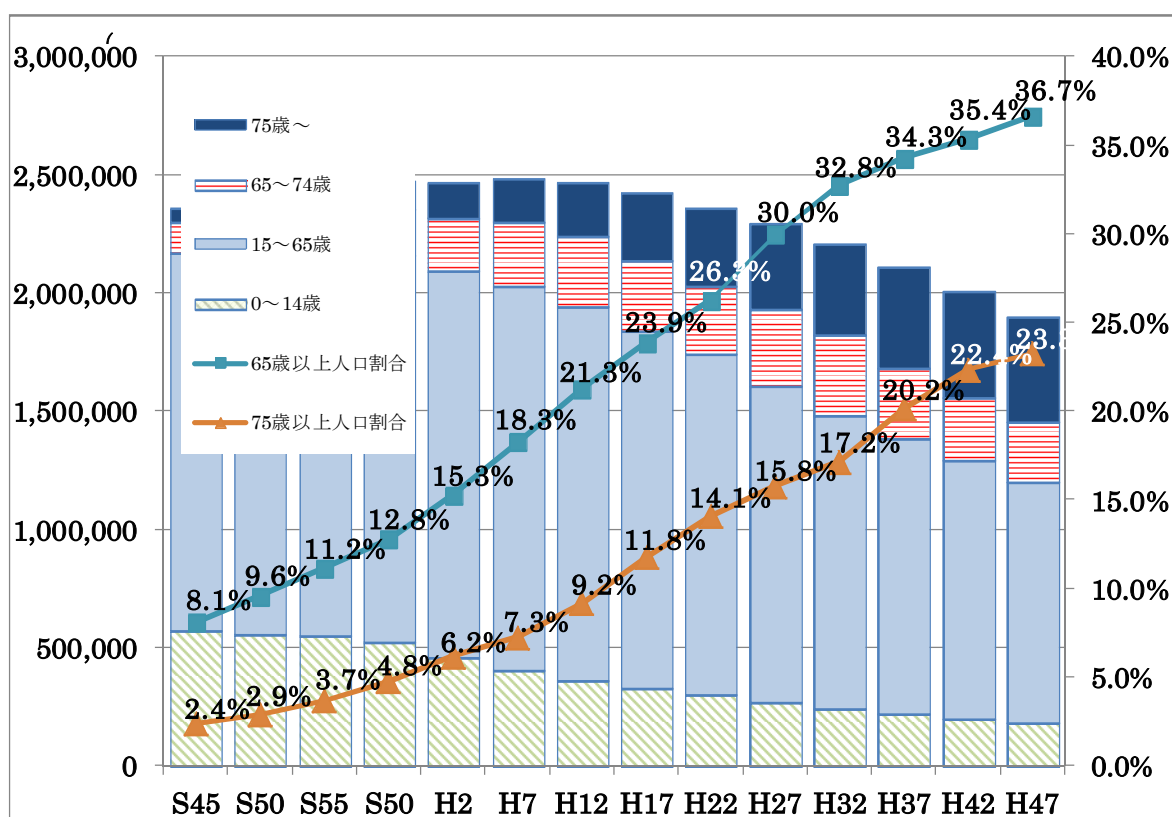
1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

① 本県の人口構造の現状と将来推計

本県の人口は、0～14歳及び15～64歳人口が減少している一方、65歳以上(高齢者)人口は年々増加を続けており、少子高齢化がますます顕著となっている。今後、65歳以上人口は、平成32年・37年の72万5千人をピークに減少に転じるが、65歳以上人口が人口総数に占める割合は上昇を続け、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には34.3%、その10年後の平成47年には、36.7%に達するものと予想されている。

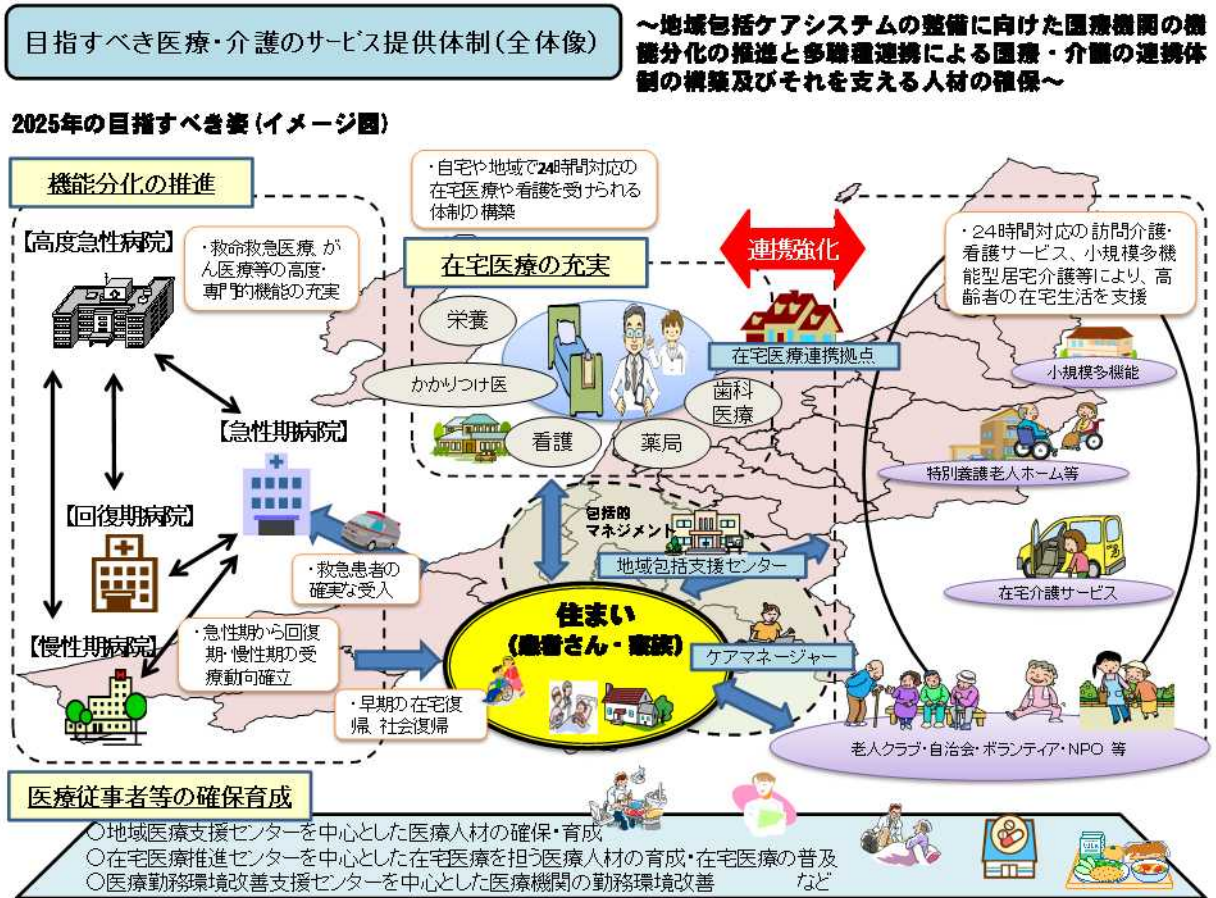
【人口構造の現状と将来推計】



② 高齢化を見据えた医療・介護の総合的な確保の目指すべき方向性

高齢化の進展に伴い、従来の高齢者像とは異なり、慢性疾患や複数の疾患を抱える患者の増加や在宅医療やリハビリテーション機能の重要性が増すなど、医療・介護ニーズもより多様化してくることが想定される。また、医療・介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活していきたいという高齢者の増加も予想され、こうしたニーズに応えるためには、医療ニーズの多様化に伴う「効率的で質の高い医療提供体制の構築」と在宅医療・介護基盤の整備を含む「地域包括ケアシステムの構築」を車の両輪として取り組んでいくことが重要であり、県民がどの地域においても、等しく安心して、医療・介護が受けられる体制を目指していく必要がある。

【目指すべき体制】



③ 医療・介護の総合的な確保のために取り組む事業

「効率的で質の高い医療提供体制の構築」及び「地域包括ケアシステムの構築」を「車の両輪」として進めていくためにも、地域の創意工夫のもとで地域の実情に即した取組を進めていく必要がある。

そのためには、各医療機関の自主的な判断と地域の協議の場を通じた医療機関相互の機能分化・連携を一層進める必要があるとともに、在宅医療の基盤整備を含む医療・介護の連携の促進のため、質の高い人材の確保、勤務環境の改善等に積極的に取り組む必要がある。

本計画は、②に示した医療・介護の総合的な確保の目指すべき方向性を踏まえ、それに向けた具体的な取組の内容を示すこととし、本年度においては、まずは医療分野を対象に、病床の機能分化、在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成に資する取組を行うものである。

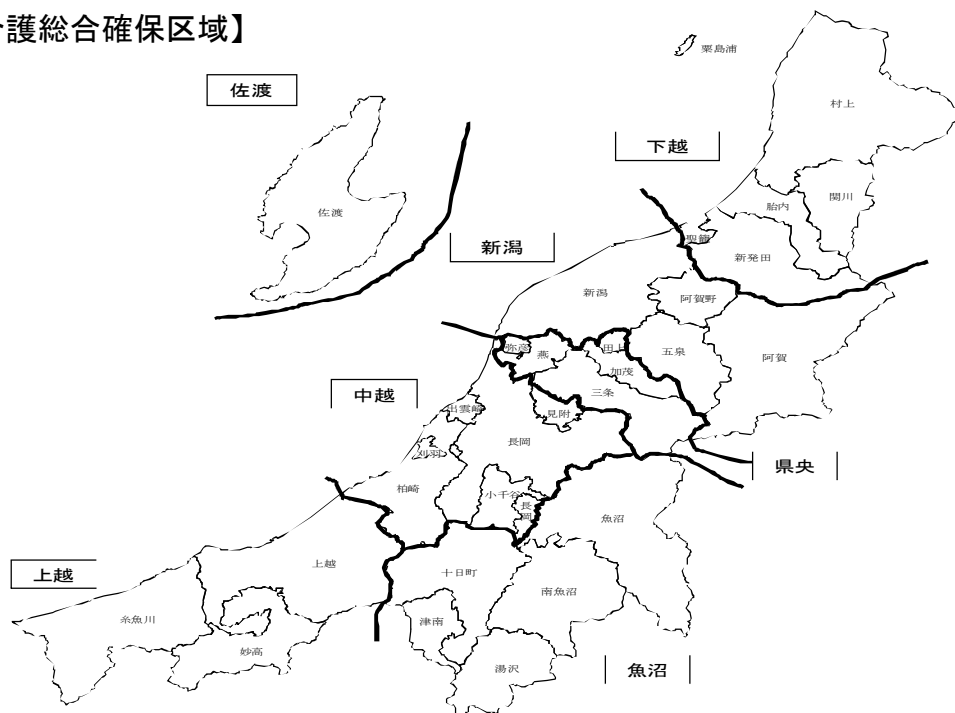
(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第2項第1号に定める医療介護総合確保区域については、以下の7区域とする。

ただし、がん医療や救急医療を始めする高度専門的な医療等や、在宅医療・介護等の地域に密着した事業などについては、区域を越えた連携や保健所又は市町村単位での取組も視野に入れるものとする。

なお、当該区域は、医療法第30条の4第2項第9号に定める二次医療圏及び介護保険法第118条第2項に定める老人福祉圏域と一致するものである。

【医療介護総合確保区域】



圏域名	構成市町村数	人口 (人)	面積 (km ²)	保健所名	構成市町村名
下越	6 (3市1町2村)	212,631	2,319.7	村上	村上市、関川村、粟島浦村
				新発田	新発田市、胎内市、聖籠町
新潟	4 (3市1町)	916,237	2,223.57	新発田	阿賀野市
				新津	五泉市、阿賀町
				新潟市	新潟市
県央	5 (3市1町1村)	228,803	733.56	三条	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町
中越	6 (4市1町1村)	451,280	1,637.35	長岡	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町
				柏崎	柏崎市、刈羽村
魚沼	5 (3市2町)	171,505	2,648.95	魚沼	魚沼市
				南魚沼	南魚沼市、湯沢町
				十日町	十日町市、津南町
上越	3 (3市)	276,655	2,165.37	上越	上越市、妙高市
				糸魚川	糸魚川市
佐渡	1 (1市)	58,336	855.33	佐渡	佐渡市
合計	30 (20市6町4村)	2,315,447	12,583.83		

※人口は、平成26年8月1日現在

(3) 計画の目標の設定等

本県においては、医師を始めとする医療人材が不足しているなどの課題がある中、在宅医療を含む効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、病床の機能分化、在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成の各分野における現状・課題・方向性・今年度の主な取組等を踏まえ、次のとおり目標を設定する。

なお、当該目標達成のために今年度に取り組む3に掲げる事業の計画期間は、平成26年4月1日から平成32年3月31日までとする（一部複数年にわたる事業計画あり）。

〈県全体の目標〉

1.病床の機能分化

①医療機関までの搬送時間

現状値:39.8分(平成23年度) → 37.4分(全国平均並み)(平成28年度)

②がん患者の歯科診療に対応できる歯科診療所の割合

現状値:13.2%(平成24年) → 50%(平成34年)

③区域別高度急性期・急性期・回復期・慢性期病床数

地域医療構想の検討を踏まえ設定

④周産期死亡率

現状値:3.9(出産千対)(平成24年) → 3.3(平成28年)

2.在宅医療の充実

①訪問診療を実施する診療所

現状値:28.9%(平成24年度) → 40%程度(平成27年度)

②訪問歯科診療を実施する歯科診療所の割合

現状値:30.4%(平成24年) → 40%(平成34年)

③訪問看護を実施する事業所数

現状値:220(平成23年度) → 増加させる

④訪問薬剤指導を実施する薬局数

現状値:923(平成24年) → 増加させる

⑤訪問栄養指導を実施する事業所数

現状値:13(平成24年) → 増加させる

⑥認知症ケアパスの作成市町村

現状値:0(平成25年度) → 全市町村(平成27年度)

3.医療従事者の確保・養成

①病院の従事医師数

現状値:2,800(平成24年) → 2,930(平成28年)

②人口10万人当たり就業看護職員数

現状値:1,128.1(平成24年) → 1,177.7(平成27年)

③小児救急医療電話相談件数

現状値:1日平均8.3件(平成23年度) → 11件(平成28年度)

<医療介護総合確保区域ごとの目標>

(総合確保区域:下越、新潟、県央、中越、魚沼、上越、佐渡)

医療介護総合確保区域ごとの目標は、平成27年度以降に策定予定の「地域医療構想」の検討等を踏まえて設定する。

それまでの間は、県全体の目標達成を指標に、各区域での取組を進める。

(参考)病床の機能分化・在宅医療の充実・医療従事者の確保・養成に係る現状・課題・方向性等

1 病床の機能分化

【現状・課題】

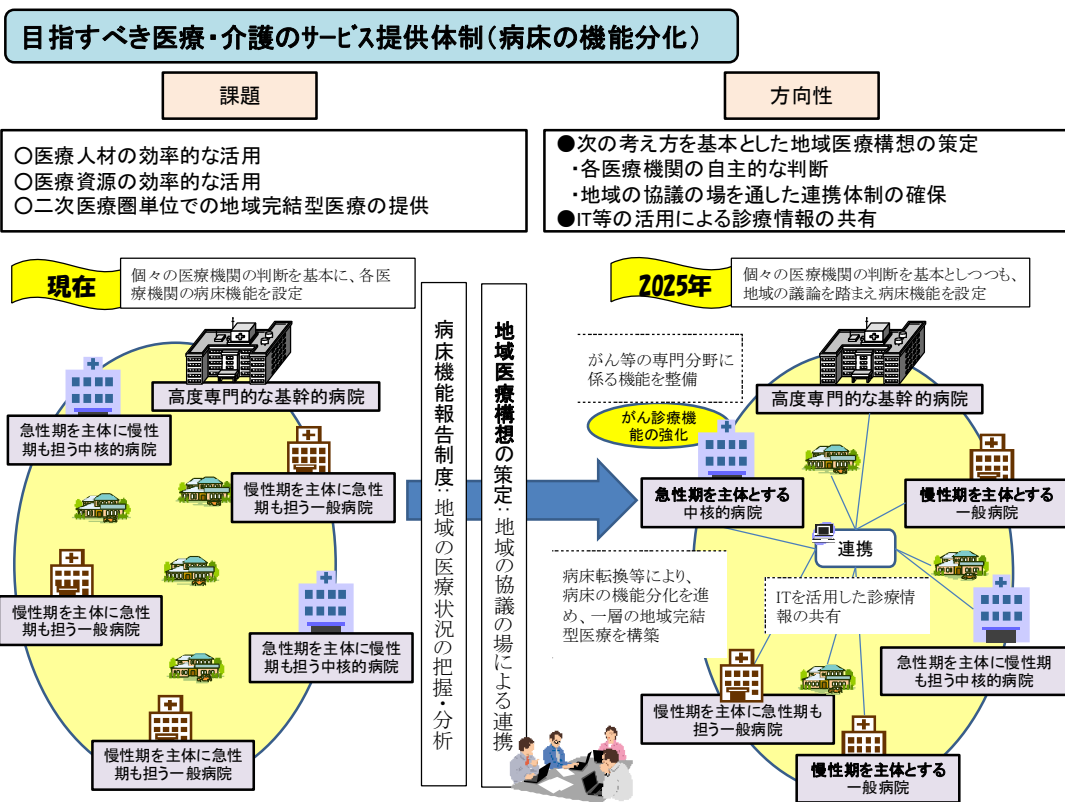
- 医師等の医療人材に限られている中で、効率的な医療提供体制を構築するためには、二次医療圏単位を基本に、高度急性期から回復期まで、機関相互の機能分担と連携が必要
- 各医療機関は、各圏域の状況を踏まえつつも、自主的な判断に基づいた医療機能を確保
- 一方で、現状においては、各医療圏において、各医療機関が地域全体として目指すべき医療提供体制の方向性の共通認識が不十分

【方向性】

- 病床機能報告制度で集約された情報等を元に、現在各医療機関が担っている診療機能を共有化し、平成27年度中を目途に、地域の目指すべき医療体制を定めた「地域医療構想」を地域の協議の場等を通じて策定

【本年度の主な取組】

- 今後策定する地域医療構想を想定し、現段階で一定程度地域の合意が得られると考えられる施設設備整備や、救急・がん等の連携の促進に資する事業について先行実施



2 在宅医療の充実

【現状・課題】

- 平成 21 年度保健医療福祉県民意識調査では、手助けが必要となった場合にも暮らしたいとする場所は自宅が約6割となっており、入院・通院に次ぐ第3の療養の場として「在宅医療」の充実が必要
- 平成 25 年3月に、全医療機関を対象に行った調査では、他の医療機関の医師とグループを組んだ在宅医療を実施している医療機関は少なく、また、薬剤師、歯科医師などと十分な連携が図られていない職種があるなど、在宅医療実施にあたっての連携体制の構築が必要(県医務薬事課調査)

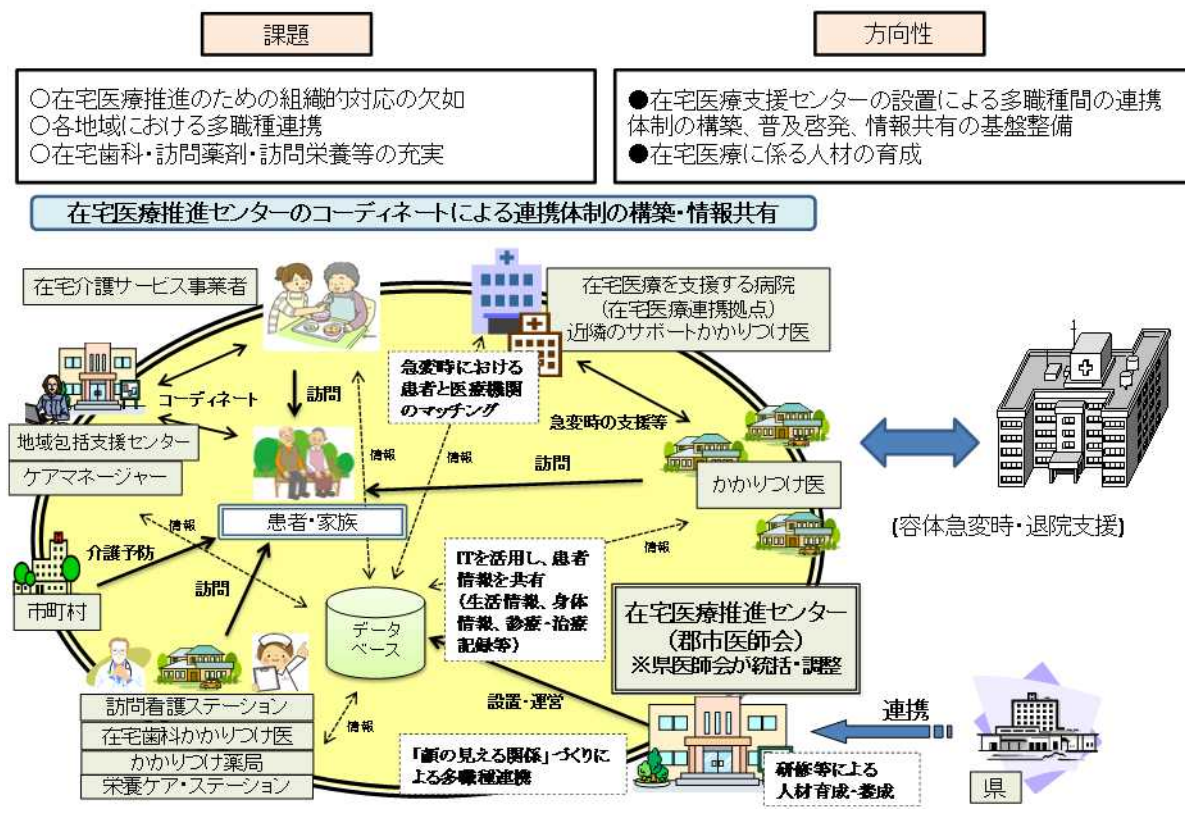
【方向性】

- 在宅医療の充実には、各地域(保健所単位・市町村・コミュニティ単位)での取組、多職種連携が不可欠であり、組織的な対応と各地域の実情に応じた取組が推進できるよう支援

【本年度の主な取組】

- 在宅医療推進のための基盤整備
 - ・地域の在宅医療全体の統括組織の設置・方向性検討(顔の見える関係構築、方向性共有、普及啓発等)
 - ・在宅医療推進のためのツール(ICT)開発に向けた検討
 - ・在宅医療を担う各職種人材の確保・養成(各関係団体における組織強化・研修会等の実施)

目指すべき医療・介護のサービス提供体制(在宅医療の充実)

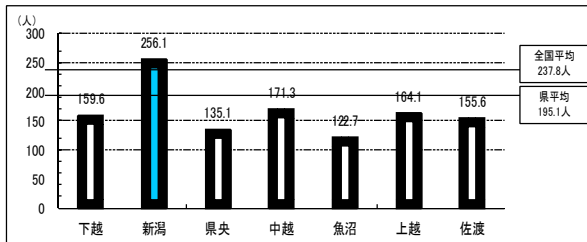


3 医療従事者の確保・養成

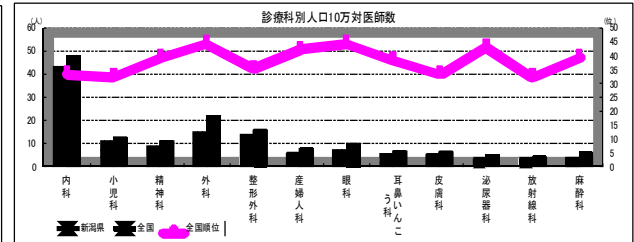
【現状・課題】

- 人口 10 万人当たり医師数の全国格差は拡大
- 医師に関しては、地域偏在・診療科偏在が顕著
- 人口 10 万人当たり看護職員数(常勤換算)は、平成 24 年末現在で 1,128.1 人と全国平均の 1,044.1 人を上回っているものの、全国順位は 30 位
- 看護職員の就労状況については、県内病院の4月の募集人員に対する採用状況が約7割となっており、看護職員不足の状況

〈二次医療圏別人口 10 万人当たり医師数〉



〈診療科別人口 10 万対医師数〉



出典:「平成 24 年 医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

「平成 24 年 10 月 1 日現在 新潟県推計人口」(統計課)

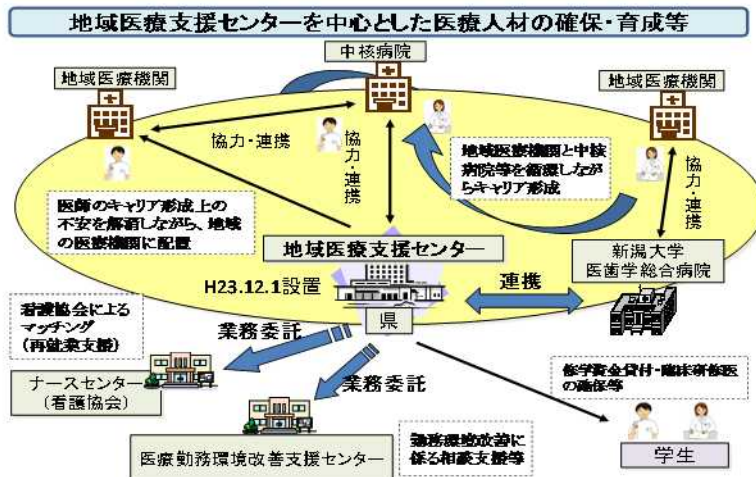
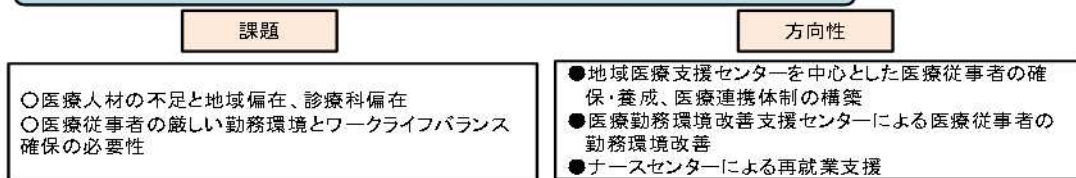
【方向性】

- 医療従事者の確保・養成、キャリア教育支援、勤務環境の改善等に向け、関係団体と一体になった取組を推進

【本年度の主な取組】

- 医師確保対策(地域医療支援センターを中心とした医療人材の確保・養成等)
- 看護職員確保対策(看護師養成所の設置、再就業支援等)
- 勤務環境改善対策(医療勤務環境改善支援センター設置による総合的な支援体制の構築等)

目指すべき医療・介護のサービス提供体制(医療人材の確保・養成)



2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

- ・平成26年3月10日 県医師会事務局との進め方協議
- ・平成26年3月中旬 市町村、県医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等へ情報提供・意見交換
- ・平成26年3月13日 県医師会理事会後の意見交換
- ・平成26年3月27日 県医師会理事会後の意見交換
- ・平成26年4月10日 県医師会理事会後の意見交換
- ・平成26年4月17日 県医師会副会長等との意見交換
- 〃 郡市医師会新たな財政支援制度に係る担当理事協議会
- ・平成26年4月22日 県医師会と県福祉保健部意見交換
- ・平成26年4月25日～5月13日 市町村、関係団体等へ事業アイデアの募集
- ・平成26年4月30日 県歯科医師会との意見交換
- ・平成26年5月7日 市町村説明会
- ・平成26年5月8日 県医師会理事会後の意見交換
- ・平成26年5月13日 県歯科医師会との意見交換
- ・平成26年5月22日 県医師会理事会後の意見交換
- ・平成26年5月27日 県歯科医師会との意見交換
- ・平成26年5月28日 県医師会副会長等との意見交換
- ・平成26年6月4日 郡市医師会新たな財政支援制度にかかる担当理事協議会
- ・平成26年6月12日 県医師会理事会後の意見交換
- ・平成26年6月13日 県歯科医師会との意見交換
- ・平成26年6月16日～7月3日 保健所単位で地域の医療関係者による協議
- ・平成26年6月12日 県医師会副会長等との意見交換
- ・平成26年7月3日 県医師会副会長等との意見交換
- ・平成26年7月18日 県医師会副会長等との意見交換
- ・平成26年7月25日 県薬剤師会との意見交換
- ・平成26年7月29日 県看護協会との意見交換
- ・平成26年8月1日 県医師会副会長等との意見交換
- ・平成26年8月21日 県医師会と県福祉保健部意見交換
- ・平成26年9月25日 県医師会理事会での意見交換
- ・平成26年9月26日 県看護協会との意見交換
- ・平成26年9月29日 県薬剤師会との意見交換
- ・平成26年10月2日 県歯科医師会との意見交換
- ・平成26年10月14日 県歯科医師会との意見交換
- ・平成26年10月23日 県歯科医師会との意見交換
- ・平成26年10月28日 三師会連絡協議会で県計画最終案について説明

- ・平成26年10月29日 郡市医師会長協議会で県計画最終案について説明
- ※ その他、新潟大学、県精神科病院協会と随時意見交換

(2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、新潟県保健医療推進協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行うなどにより、計画を推進していく。

新潟県保健医療推進協議会

(設置の趣旨)

県の保健医療に関する計画の推進、進行管理及び見直しに関する事項を協議する組織

(構成員)

学識経験者(新潟大学医歯学総合病院)、新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県健康づくり財団、新潟県薬剤師会、新潟県精神科病院協会、新潟県看護協会、新潟県老人保健施設協会、新潟県介護サービス事業者協議会、新潟県国民健康保険団体連合会、新潟県市長会、新潟県町村会、新潟県女性財団、新潟県消費者協会

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 病床の機能分化・連携のために必要な事業						
事業名	がん患者に対する医科歯科連携推進事業				【総事業費】 249 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	新潟県歯科医師会						
事業の目標	がん患者の歯科診療に対応できる歯科診療所の割合を増加 【現状：13.2%（H24 年度）→ 目標：50.0%（H34 年）】						
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	がん診療連携拠点病院と歯科診療所との連携に関する課題及び連携促進策を検討するため、がん診療連携拠点病院や歯科医師会等の関係者による協議会を開催する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		249 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	166(千円)			民
			都道府県	83(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 3)	
		その他	(千円)	166(千円)			
備考 (注 4)	平成 26 年度：249 千円						

事業の区分	1. 病床の機能分化・連携のために必要な事業						
事業名	母体急変時初期対応の整備・強化事業				【総事業費】 533 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	産婦人科医会						
事業の目標	周産期死亡率の減少 【現状：3.9（H24年） → 目標：3.3（H28年）】						
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	異常出血時等における産科医等の迅速な対応を図るため、「母体急変時の初期対応指針」を作成することとし、専門職の初期対応の強化に資する研修会等を開催する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		533(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	355(千円)		民	355(千円)
			都道府県	178(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		(千円)			
備考 (注4)	平成26年度：533 千円						

事業の区分	1. 病床の機能分化・連携のために必要な事業						
事業名	回復期リハビリテーション病棟等施設設備整備事業			【総事業費】	972,934 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	病院						
事業の目標	地域医療構想の検討を踏まえ設定 (構想策定前においては、地域において機能分化が一定の共通認識が得られていると考えられる施設設備整備を対象)						
事業の期間	平成27年1月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	地域における機能分化を推進するため、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟開設等に係る施設整備費や医療機器等購入の設備整備費を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		972,934(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	53,953(千円)
		基金	国	324,312(千円)		民	(千円)
			都道府県	162,155(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
		その他		486,467(千円)			
備考(注4)	平成26年度：80,929千円 平成27年度：405,538千円						

事業の区分	2. 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	
事業名	在宅医療基盤整備事業	【総事業費】 78,786 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県	
事業の実施主体	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等	
事業の目標	<p>訪問診療を実施する診療所数 【現状：28.9%（H24年度）→ 目標：40%程度（平成27年度）】</p> <p>訪問歯科診療を実施する歯科診療所の割合 【現状：30.4%（H24年）→ 目標：40.0%（H34年）】</p> <p>訪問看護を実施する事業者数 【現状：220（H23年度）→ 目標：増加させる】</p> <p>訪問薬剤指導を実施する薬局数 【現状：923（H24年）→ 目標：増加させる】</p> <p>訪問栄養指導を実施する事業所数 【現状：13（H24年）→ 目標：増加させる】</p>	
事業の期間	平成27年1月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	<p>1 在宅医療推進センター整備事業 地域における在宅医療の組織的な対応に向け、県医師会及び郡市医師会内に在宅医療推進センターを設置するため、取組の方向性や課題を多職種連携のもとで検討を行う。</p> <p>2 在宅医療連携支援事業 地域における在宅医療の連携拠点の整備や、医療機関の相互連携、在宅医療と介護との連携体制構築に向けた各種調査・分析・検討を行う。</p> <p>3 在宅歯科医療連携室整備事業 在宅要介護者等に歯科医療や口腔ケアが迅速かつ円滑に提供されるよう、県歯科医師会及び郡市歯科医師会単位で「在宅歯科医療連携室」を設置するとともに、在宅歯科医療連携を円滑に推進するための協議会や実態把握のための調査を行う。</p> <p>4 在宅歯科医療支援事業 地域の在宅歯科医療提供体制を整備し、安全かつ効果的な在宅歯科</p>	

	<p>医療を推進するため、地域で中心的な役割を担う歯科医師・歯科衛生士や高度医療を担う摂食・嚥下治療登録医を養成するための研修を行うとともに、歯科衛生士・歯科技工士の安定的な確保を図るための復職支援研修等を行う。</p> <p>5 訪問看護推進事業</p> <p>訪問看護の充実を図るため、訪問看護に従事する看護職員（初任者及び管理者等）に対する研修を実施し、人材育成を促進するとともに、訪問看護推進協議会を開催し、訪問看護実態調査等により明らかとなった訪問看護の課題及び対策を検討する。</p> <p>6 在宅医療（薬剤）推進事業</p> <p>在宅医療（薬剤）の充実を図るため、無菌性の高い製剤等の供給体制や訪問薬剤管理指導に取り組む人材の育成、在宅医療（薬剤）推進に向け整えるべき環境等についての検討を行う。</p> <p>7 在宅医療（栄養）推進事業</p> <p>訪問栄養食事指導の定着のため、多職種に対して制度を分かりやすく伝えるための対象者別の資料を作成するための検討会を開催し、周知媒体を作成する。また、訪問栄養食事指導に従事する管理栄養士の人材育成の在り方やテキストの作成等について検討会を行い、テキストを作成する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		78,786(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	51,813(千円)		民	51,813(千円)
			都道府県	25,907(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		1,066(千円)			23,727(千円)
備考(注4)	<p>平成26年度：37,720千円</p> <p>平成27年度：40,000千円</p>						

事業の区分	2. 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業						
事業名	認知症ケア医療介護連携促進事業				【総事業費】 700 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	県						
事業の目標	認知症ケアパス作成済み市町村数 【現状：0（H25年度）→ 全市町村（H27年度）】						
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	認知症対策における地域の課題を把握し、解決するため、個別ケース検討や医療介護の連携等の先進地担当者による講義等を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		700(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	467(千円)
		基金	国	467(千円)		民	(千円)
			都道府県	233(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	(千円)				
備考(注4)	平成26年度：700千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・養成のための事業	
事業名	地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 797,861 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県	
事業の実施主体	県、医師会、医療機関、産婦人科医会	
事業の目標	病院の従事医師数 【現状：2,800（H24年）→ 目標：2,930（H28年）】 人口10万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1人（H24年）→ 目標：1,177.7人（H27年）】	
事業の期間	平成26年4月1日～平成32年3月31日	
事業の内容	<p>1 地域医療支援センター運営事業</p> <p>医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行うことにより、医師の地域偏在の解消を図るため、新潟大学医師学総合病院等と連携し、新潟大学医歯学総合病院に専任医師1名及び専従職員1名を配置するとともに、医師のキャリア形成支援、医師不足病院の支援、病院の医師事務作業補助者の設置支援等を行う。</p> <p>2 医師・看護職員確保対策課職員給与費（一部）</p> <p>地域医療支援センターの運営に当たり、センターにおける専任医師1名、専従職員2名（正規1、非常勤1）を配置し、それに必要な人件費を支出する。</p> <p>3 医師養成修学資金貸与事業</p> <p>地域医療に従事する医師を養成するため、県が医学生に対して修学資金を貸与し（新規7名拡充）、卒業後、医師として一定期間指定する医療機関等に勤務した場合、貸与金の返還を免除する。なお、県が貸与資金を拠出し、（公財）新潟医学振興会が医学生に修学資金を貸与する。</p> <p>4 臨床研修医奨学金貸与事業</p> <p>県外医学生のU・Iターン及び新潟大学医学部出身者の県内定着の促進を図るため、県内で初期臨床研修を受ける研修医に奨学金を支給する。</p>	

<p>なお、県が奨学金の資金を拠出し、（公財）新潟医学振興会が初期臨床研修医に奨学金を支給する。</p> <p>5 県外医師誘致強化促進事業 本県の医師不足を解消するため、県外からの医師招へい等に伴う民間医師紹介業者の活用や、新たに雇用した医師に対する事務作業負担の軽減、研究活動の充実などに取り組む医療機関に対して補助する。</p> <p>6 産科医等支援事業（産科医等確保支援） 産科医等の処遇を改善し、その確保を図るため、分娩手当を支給する分娩取扱医療機関に対して補助する。</p> <p>7 産科医等支援事業（産科医等育成支援） 将来の産科医療を担う医師の育成を図るため、産科医を目指す後期研修医手当を支給する受入病院に対して補助する。</p> <p>8 新生児担当医（新生児科医）支援事業 新生児医療担当医(新生児科医)の処遇を改善するため、NICUへ入室する新生児を担当する医師に手当を支給する。</p> <p>9 医療勤務環境改善支援センター運営事業 医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、各医療機関の勤務環境改善計画の策定、実施、評価等への支援や診療報酬制度面、経営管理面、関連補助制度の活用等に関するアドバイザー派遣などの取組を行う医療機関に対する総合的な支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築する。</p>							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		797,861(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	61,290(千円)
		基金	国	470,822(千円)		民	409,532(千円)
			都道府県	235,411(千円)			
		その他	91,628(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 666(千円)	
備考(注4)	平成 26 年度：192,638 千円 平成 27 年度：52,719 千円 平成 28～31 年度：各 115,219 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・養成のための事業						
事業名	小児救急診療医師研修事業				【総事業費】 459 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	医師会						
事業の目標	医療機関までの搬送時間の短縮 【現状：39.8分（H23年度）→ 目標：37.4分（H28年度）】						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	小児科医の負担を軽減し、小児救急体制の充実を図るため、小児科以外の医師に対して小児患者への対応力強化を図るための研修会を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		459(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	306(千円)		民	306(千円)
			都道府県	153(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		(千円)			306(千円)
備考(注4)	平成26年度：459千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	病院内保育所施設整備費補助金				【総事業費】 44,490 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	病院等						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	看護職員等の離職防止と再就職支援を図るため、病院等が設置する院内保育所の施設整備費の一部を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		44,490(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	9,787(千円)		民	9,787(千円)
			都道府県	4,893(千円)			うち受託事業等（再掲）(注 3)
		その他		29,810(千円)			(千円)
備考（注 4）	平成 26 年度：14,680 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	新人看護職員研修事業費補助金				【総事業費】 60,686 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	病院等						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、病院等が行う新人看護職員研修に係る研修費の一部を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		60,686(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	12,422(千円)
		基金	国	20,229(千円)		民	7,807(千円)
			都道府県	10,114(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3) (千円)
		その他		30,343(千円)			
備考 (注 4)	平成 26 年度：30,343 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	看護教員再教育事業				【総事業費】 574 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	県						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	医療の高度化・専門分化に対応するため、看護師等学校養成所専任教員再教育研修を実施し、教員の資質向上を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		574(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	383(千円)
		基金	国	383(千円)		民	(千円)
			都道府県	191(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		(千円)		(千円)	
備考 (注 4)	平成 26 年度：574 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	専門分野（がん）における質の高い看護師育成事業				【総事業費】 2,200 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	県						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	がん患者に対する看護ケアの充実のため、臨床実務研修を実施し、専門性の高い臨床実践力を持つ看護師の育成を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,200(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	1,466(千円)
		基金	国	1,466(千円)		民	(千円)
			都道府県	734(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他	(千円)	(千円)			
備考 (注 4)	平成 26 年度：2,200 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	実習指導者養成事業				【総事業費】 2,846 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	看護協会						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	看護師等学校養成所の実習施設において、新しく実習指導者にあたる者に対して必要な研修を行い、実習指導体制を整備する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,846(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	1,897(千円)			民
			都道府県	949(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 3)	
		その他	(千円)	1,897(千円)			
備考 (注 4)	平成 26 年度：2,846 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	新人看護職員教育担当者研修事業				【総事業費】 980 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	看護協会						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	新人看護職員の教育担当者を対象とした研修を実施し、看護の質の向上と早期の離職防止を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		980(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	653(千円)			民
			都道府県	327(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 3)	
		その他	(千円)	653(千円)			
備考 (注 4)	平成 26 年度：980 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	看護職員Uターン・県内就業促進事業				【総事業費】 11,920 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	県						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	県内で働く看護職員確保のため、首都圏養成校等の訪問や、県内看護職の求人情報発信など、各種事業を実施し、看護学生及び看護職員の県内就業促進を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		11,920(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	3,522(千円)
		基金	国	7,947(千円)		民	4,425(千円)
			都道府県	3,973(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他	(千円)	2,425(千円)			
備考 (注 4)	平成 26 年度：11,920 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	看護職員養成推進事業				【総事業費】 1,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	県、看護協会						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	看護職員養成施設の新設や定員増における課題解決に向けた協議会を設置し、養成施設の設置等を推進する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	108(千円)
		基金	国	666(千円)		民	558(千円)
			都道府県	334(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他	(千円)	558(千円)			
備考 (注 4)	平成 26 年度：1,000 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	看護師等養成所運営費補助金				【総事業費】 88,410 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	看護師等養成所						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	看護職員の確保を図るため、看護師等養成所の運営費の一部を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		88,410(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	29,470(千円)		民	29,470(千円)
			都道府県	14,735(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		44,205(千円)			(千円)
備考 (注 4)	平成 26 年度：44,205 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	看護学生修学資金貸付金（臨時貸与）				【総事業費】 173,700 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	県						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	看護学生に対し修学資金を貸与し、高校卒業生等の進学対策を推進するとともに、看護職員の県内就業・定着を促進する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		173,700(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	115,800(千円)			民
			都道府県	57,900(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 3)	
		その他	(千円)	(千円)			
備考 (注 4)	平成 26 年度：57,900 千円 平成 27 年度：57,900 千円 平成 28 年度：57,900 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業					
事業名	ナースセンター強化事業				【総事業費】 17,378 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県					
事業の実施主体	看護協会					
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】					
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日					
事業の内容	看護職員の県内就業促進を図るため、ナースセンターが地域の看護職員確保対策の拠点となるよう職員体制を強化し、県内各地の潜在看護職員の再就業に向けた取組を総合的に展開する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		17,378(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公 民 11,585(千円) うち受託事業等 (再掲) (注 3) 11,585(千円)
		基金	国	11,585(千円)		
			都道府県	5,793(千円)		
		その他	(千円)			
備考 (注 4)	平成 26 年度：17,378 千円					

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	看護師等養成所施設整備費補助金				【総事業費】 340,560 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	看護師等養成所						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	看護職員養成の充実を図るため、看護師等養成所の施設整備に要する経費の一部を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		340,560(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	113,520(千円)		民	113,520(千円)
			都道府県	56,760(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3) (千円)
		その他		170,280(千円)			
備考 (注 4)	平成 26 年度：170,280 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	看護師等養成所設備整備費補助金				【総事業費】 13,722 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	看護師等養成所						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	看護職員養成の充実を図るため、看護師等養成所の設備整備に要する経費の一部を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		13,722(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	4,574(千円)			民
			都道府県	2,287(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 3)	
		その他	6,861(千円)	(千円)			
備考 (注 4)	平成 26 年度：6,861 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	看護職員就労環境改善支援事業				【総事業費】 4,582 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	病院						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	看護職員の就労環境改善を図るため、短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態を、労働協約や就業規則等により制度化（改正）することの取組に要する経費の一部を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		4,582(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	1,526(千円)		民	1,526(千円)
			都道府県	764(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		2,292(千円)			(千円)
備考 (注 4)	平成 26 年度：2,290 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業						
事業名	院内保育事業補助金				【総事業費】 64,278 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	病院等						
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,177.7 人（H27 年）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	看護職員の離職防止と再就業支援を図るため、病院内保育所を運営する病院に対し、保育士等の人件費の一部を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		64,278(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	28,568(千円)		民	28,568(千円)
			都道府県	14,284(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		21,426(千円)			(千円)
備考 (注 4)	平成 26 年度：42,852 千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・養成のための事業						
事業名	小児救急医療支援事業				【総事業費】	11,562 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	病院						
事業の目標	医療機関までの搬送時間の短縮 【現状：39.8分（H23年度）→ 目標：37.4分（H28年度）】						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	休日及び夜間の小児救急医療体制を確保するため、小児科専門医による病院群輪番制に参加している病院に対し、運営費の一部を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		11,562(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	1,927(千円)
		基金	国	5,139(千円)		民	3,212(千円)
			都道府県	2,569(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) (千円)
		その他		3,854(千円)			
備考(注4)	平成26年度：7,708千円						

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・養成のための事業						
事業名	小児救急医療電話相談事業				【総事業費】	7,822 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県						
事業の実施主体	民間企業						
事業の目標	小児救急医療電話相談件数 【現状：1日平均 8.3 件（H23 年度）→ 目標：11 件（H28 年度）】						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	休日夜間における小児の保護者等の不安を解消し、救急医療に関わる医療従事者の負担軽減を図るため、看護師による電話相談を平日準夜帯まで相談時間を拡大して実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		7,822(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	5,214(千円)		民	5,214(千円)
			都道府県	2,608(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		(千円)		5,214(千円)	
備考 (注 4)	平成 26 年度：7,822 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。